

# 日本原燃株式会社 再処理事業所の再処理事業 変更許可申請(共用)及び廃棄物管理事業変更許 可申請に係る指摘事項への回答

令和3年6月1日



日本原燃株式会社

# 指摘事項に対する回答

1. 廃棄物管理施設の規則適合性に関する整理	
<p>廃棄物管理施設の規則適合性において、主たる設備である再処理施設の適合をもって廃棄物管理施設の適合を説明しているが、廃棄物管理施設の要求事項に照らした必要な設備等(例:監視設備等)の適合性についての説明が十分ではない。</p> <p>廃棄物管理施設の要求事項に照らして必要な設備や運用は何かを明確にし、その上で、共用しない設備であれば、主たる設備である再処理施設の設備を運用で使用する等の適合性を繋ぐための説明をすること。</p>	P3
2. 第1貯蔵系を共用とした理由	
<p>しゅん工している固体廃棄物の廃棄施設はF施設低レベル廃棄物貯蔵系と第1貯蔵系であるが、第1貯蔵系のみを共用する理由を明確にすること。</p> <p>具体的な説明ロジックとしては、以下4点で整理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再処理構内にある固体廃棄物貯蔵設備の全体像</li><li>・上記の内しゅん工している設備はどれか</li><li>・本変更で廃棄するために共用するものはどれか</li><li>・なぜ、その範囲を共用するのか</li></ul>	P7
3. 最大保管廃棄能力到達期間の再評価	
<p>第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力到達期間の評価において、既許可では再処理量800t固定を条件としていたが、今回、再処理量が推移していく条件に修正するのであればその妥当性の審査が必要となる。また、今回の申請で予定再処理量を未定としていることを受けると、最大保管廃棄能力到達期間の評価の方で、再処理量を制限していることにもなり兼ねない。最大保管廃棄能力到達期間はリジットな値で審査していないことも踏まえ、再処理量の条件を見直すのか検討すること。</p>	P8

# 1. 廃棄物管理施設の規則適合性に関する整理(1/4)

## ■ 適合性の確認について

- 第1貯蔵系の共用にあたり、条文又は項によっては事業指定基準規則への適合をもって事業許可基準規則の適合性を確認している。それらの条文又は項については、事業指定基準規則への適合に加え、主たる設備である再処理施設の設備を使用すること及び必要に応じて運用を明確にすることで、事業許可基準規則への適合性を確認する。
- 上記の方法により適合性を確認する条文又は項は4ページの表の通り整理した。また、適合性を確認する条文又は項における使用する設備又は運用の整理結果を5, 6ページの表に示す。
- 5, 6ページの表に基づき、適合性を確認した結果を別表1に示す。なお、運用については、平常時は、再処理施設の要員を廃棄物管理施設の保安組織に組み込むことによって対応することで事業許可基準規則の要求事項に適合できるため、異常時について記載している。以下に確認例を示す。
  - ・再処理施設の設備を使用することで適合性を確認できる条文又は項の例  
例：第二条「遮蔽等」については、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋を使用することで、規則で要求される遮蔽その他必要な措置に適合できる。
  - ・再処理施設の設備を使用すること及び運用を明確にすることで適合性を確認できる条文又は項の例  
例：第四条「火災等による損傷の防止」については、火災感知設備、消火設備等を使用すること及び火災等の異常時には、規則要求である早期の感知に対応するため、再処理施設で初動対応することと同時に、再処理施設から廃棄物管理施設に通信連絡設備を使用して連絡する運用を明確にすることで、要求事項に適合できる。

# 1.廃棄物管理施設の規則適合性に関する整理(2/4)

## ■適合性を確認する条文又は項の整理

事業許可基準規則の条文	適合性確認	再処理施設の設備		対応する事業指定基準規則の条文	事業許可基準規則の条文	適合性確認	再処理施設の設備		対応する事業指定基準規則の条文
		共用(◎) /使用(●)	運用(◇)				共用(◎) /使用(●)	運用(◇)	
第二条	○	◎●	—	第三条	第十一条*	○・▲	◎	—	第十五条
第三条	○	◎●	—	第四条	第十二条	▲	—	—	—
第四条	○	●	◇	第五条	第十三条	▲	—	—	—
第五条*	○・▲	●	—	第六条	第十四条	▲	—	—	—
第六条*	○・▲	◎●	—	第七条	第十五条*	○・▲	●	◇	第十八条 第二十四条
第七条	▲	—	—	—	第十六条*	○・▲	●	◇	第二十三条 第二十四条
第八条	○	●	◇	第九条	第十七条*	○・▲	◎	—	第二十一条 第二十二条
第九条	○	●	—	第十条	第十八条	▲	—	—	—
第十条	▲	—	—	—	第十九条	○	●	◇	第二十七条 第十四条

○：第1貯蔵系の共用にあたり，適合性を確認する条文又は項

▲：適合性に影響がない条文又は項

\*：項又は号により，「○」と「▲」に分かれる条文

下線部：今回の整理及び明確化により，5/17審査会合から変更になった部分(整理資料修正予定)

# 1. 廃棄物管理施設の規則適合性に関する整理(3/4)

## ■ 適合性を確認する条文又は項における使用する設備又は運用の整理

条・項			事業基準規則への適合に必要な再処理施設の設備及び運用	
			共用又は使用する再処理施設の設備	異常時の運用
第二条	遮蔽等	第1項	【使用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋(第1貯蔵系を収納する建屋)	—
		第2項	【共用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系 第1貯蔵系	—
第三条	閉じ込めの機能	—	【使用する設備】 ・第1貯蔵系に保管廃棄する廃棄物管理施設の貯蔵容器(雑固体を封入)	—
第四条	火災等による損傷の防止	第1号	【使用する設備】 ・不燃性材料又は難燃性材料を使用した設備	—
		第2号	【使用する設備】 ・火災感知設備 ・消火設備	【異常時の運用】 ・火災が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備にて再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する。
		第3号	【使用する設備】 ・火災影響軽減設備	—
第五条	廃棄物管理施設の地盤	第1項	【使用する設備】 再処理施設及び廃棄物管理施設の共通の地盤	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	【共用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系 第1貯蔵系	—
		第2項	【使用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋(第1貯蔵系を収納する建屋)	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項 第2項	【使用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋(第1貯蔵系を収納する建屋)	【異常時の運用】 ・自然現象等が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備にて再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する。
第九条	廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	—	【使用する設備】 ・人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止する設備(人の容易な侵入を防止できる柵等は共用)	—

# 1. 廃棄物管理施設の規則適合性に関する整理(4/4)

条・項		事業基準規則への適合に必要な再処理施設の設備及び運用		
		共用又は使用する再処理施設の設備	異常時の運用	
第十一条	安全機能を有する施設	第1項 第3項	【共用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系 第1貯蔵系	—
		第2項	【共用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系 第1貯蔵系	—
第十五条	計装制御系統施設	第1項	【使用する設備】 ・火災感知設備 ※第1貯蔵系には、金属製の容器に封入した雑固体を建屋内で取り扱うことから閉じ込める機能を監視する計測制御施設は備わっていない。	【異常時の運用】 ・第四条の異常時の運用を参照。
第十六条	放射線管理施設	第1号	【使用する設備】 ・屋内モニタリング設備	【異常時の運用】 ・第1貯蔵系に設置している屋内モニタリング設備が警報吹鳴した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備にて再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する。
		第3号(公衆に対する要求を除く)	【使用する設備】 ・屋内モニタリング設備	【異常時の運用】 ・第1貯蔵系に設置している屋内モニタリング設備が警報吹鳴した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備にて再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する。
第十七条	廃棄施設	第2項	【共用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵系 第1貯蔵系	—
第十九条	通信連絡設備	第1項	【使用する設備】 ・所内通信連絡設備	【異常時の運用】 ・火災等が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備にて再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する。
		第2項	【使用する設備】 ・所外通信連絡設備	【異常時の運用】 ・火災等が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備にて再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する。
		第3項	【使用する設備】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋(安全避難通路) ・誘導灯及び非常灯	—

## 2.第1貯蔵系を共用とした理由

本変更における廃棄物管理施設が必要とする機能は、雑固体の保管廃棄能力であり、そのために直接必要とする機能を有する設備は低レベル固体廃棄物貯蔵設備の以下となる。

低レベル固体廃棄物貯蔵設備	保管対象	施設区分	
廃樹脂貯蔵系	廃樹脂	未しゅん工	
ハル・エンドピース貯蔵系	ハル エンドピース	未しゅん工	
チャンネルボックス・ バーナブルポイズン貯蔵系	チャンネルボックス バーナブルポイズン	未しゅん工	
第1低レベル廃棄物貯蔵系	雑固体 低レベル濃縮廃液の固化体	しゅん工	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 低レベル廃棄物貯蔵系	雑固体	しゅん工	
第2低レベル廃棄物貯蔵系	低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体 廃溶媒の処理物 雑固体の処理物 雑固体	第1貯蔵系	しゅん工
		第2貯蔵系	未しゅん工
第4低レベル廃棄物貯蔵系	雑固体 低レベル濃縮廃液の固化体	しゅん工	

- 低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち、以下の理由から第1貯蔵系を選定した。
- ・ しゅん工施設である廃棄物管理施設の雑固体を保管廃棄する観点から、同様にしゅん工している設備である。
  - ・ 十分な量の保管廃棄が見込める。
  - ・ MOX燃料加工施設とも共用している同一の建屋に雑固体を集約することで、将来的な処理に向けた管理が容易になる。



### 3.最大保管廃棄能力到達期間の再評価(1/2)

最大保管廃棄能力到達までの期間を評価するにあたり、再処理量見合いで評価していた条件を、従来の評価条件である再処理量800t固定の条件として再評価した。

	従来の評価条件 (既許可)	今回評価条件	前回審査会合時の 評価条件	備考
再処理施設 貯蔵実績	47,783本 (令和2年2月29日)	49,696本 (令和3年2月28日)	49,696本 (令和3年2月28日)	貯蔵実績を反映
再処理施設 しゅん工時期	令和3年度上期	令和4年度上期	令和4年度上期	しゅん工時期見直しの反映
MOX燃料加工施設 しゅん工時期	令和4年度上期	令和6年度上期	令和6年度上期	しゅん工時期見直しの反映
<b>【再処理施設操業前】</b>				
再処理施設停止期間の 廃棄物発生量	約1,500本/年	従来の評価から 変更なし	従来の評価から変更なし	—
新規制基準に係る工事の 廃棄物発生量	約3,210本	従来の評価から 変更なし	従来の評価から変更なし	—
廃棄物管理施設で 発生する雑固体	—	約75本/年	約75本/年	共用による受入れを 考慮し追加
<b>【再処理施設操業後】</b>				
低レベル濃縮廃液の 乾燥処理物	約950本/年	従来の評価から 変更なし	約950本/年(800t・UPr処理時) (再処理量見合いで評価)	＝
低レベル濃縮廃液の 固化体	約250本/年	従来の評価から 変更なし	従来の評価から変更なし	—
廃溶媒の 熱分解生成物	約150本/年	従来の評価から 変更なし	約150本/年(800t・UPr処理時) (再処理量見合いで評価)	＝
再処理施設から発生する 雑固体	約4,300本/年	従来の評価から 変更なし	従来の評価から変更なし	—
六ヶ所保障措置分析所から 受入れる雑固体	約50本/年	従来の評価から 変更なし	従来の評価から変更なし	—
<b>【MOX燃料加工施設しゅん工後】</b>				
MOX燃料加工施設で 発生する雑固体	約1,000本/年	従来の評価から 変更なし	従来の評価から変更なし	—

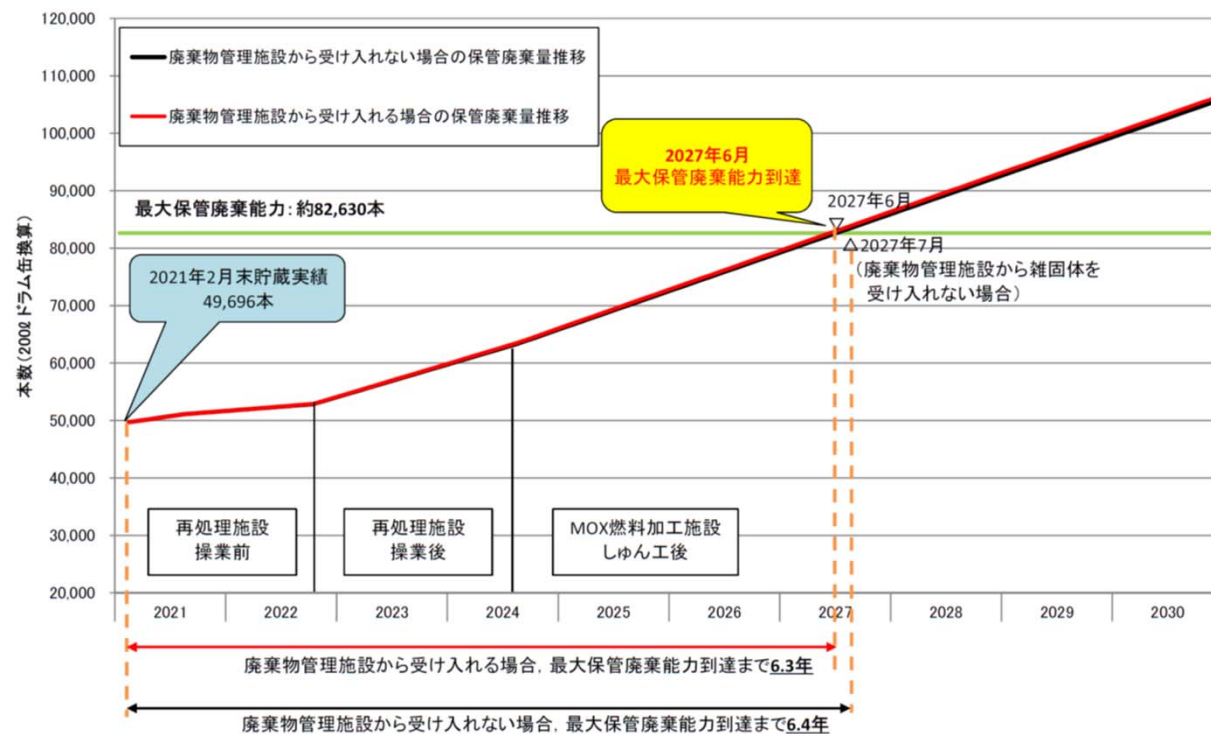


### 3.最大保管廃棄能力到達期間の再評価(2/2)

再評価の結果, 再処理施設から発生する低レベル固体廃棄物並びにMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設から発生する雑固体の保管廃棄を考慮した場合, 再処理施設の最大保管廃棄能力到達までの期間は, 6.3年となる。

これは, 廃棄物管理施設から発生する雑固体を保管廃棄しない場合の6.4年と比較しても同程度の期間(差異1箇月)であり, 必要な容量が確保できることを確認した。

#### 再処理施設の保管廃棄量推移



別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（1/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
<p>(遮蔽等)</p> <p>第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>再処理施設において、事業指定基準規則の第三条に適合していることを次のとおり確認している。</p> <p>第1項について、以下により適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の線量評価に用いる条件である貯蔵室内の基準線量率並びに雑固体の数量及び配置に変更がないことから、再処理施設からの放射線による線量は既許可の評価結果（年間約<math>6 \times 10^{-3} \text{ mSv}</math>）から変更はない。</li> </ul> <p>第2項第一号について、以下により適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯蔵系の貯蔵室内においては、同じ基準線量率（<math>500 \mu \text{ Sv/h}</math>以下）で管理する雑固体を保管廃棄することから、本変更後においても貯蔵室内の基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。</li> <li>・第1貯蔵系の貯蔵室周辺においては、貯蔵室の最大保管廃棄能力に基づく雑固体の数量及び配置に変更はなく、本変更後においても基準線量率及び遮蔽設計区分の変更はない。</li> <li>・上記より、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の遮蔽設計区分への影響はない。</li> </ul> <p>事業許可基準規則第二条及び事業指定基準規則第三条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を共用及び使用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <p>第1項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯蔵系について、直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽機能を有する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に収容する。</li> </ul> <p>第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線業務従事者の線量を低減できるよう遮蔽設計区分を設け、各区分に定める基準線量率を満足するよう遮蔽の措置を行う第1貯蔵系を共用する。</li> </ul> <p>(詳細は、5/17 審査会合 資料4-4 補足説明資料2 参照。)</p>
<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、受け入れる雑固体や取り扱う貯蔵容器に関して変更がないことから、事業指定基準規則の第四条の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第三条及び事業指定基準規則第四条の要求は同等であり、第1貯蔵系を共用することにより、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができ、事業許可基準の要求事項に適合することを確認した。</p>
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでな</p>	<p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、本条文に関連する設備の変更がないことから、事業指定基準規則の第五条の適合性に影響はないことを確認している。</p>

別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（2/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
<p>なければならない。</p> <p>一 火災及び爆発の発生を防止すること。</p> <p>二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。</p> <p>三 火災及び爆発の影響を軽減すること。</p>	<p>事業許可基準規則第四条及び事業指定基準規則第五条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を使用又は運用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <p>第一号について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災及び爆発の発生を防止のため可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用している再処理施設の設備を使用する。</li> </ul> <p>第二号について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災及び爆発の感知及び警報を発報する火災感知設備並びに火災の初期消火活動を行うため消火設備を使用する。</li> <li>・共用する第1貯蔵系で火災が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備を使用して再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する運用とする。</li> </ul> <p>第三号について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の影響を軽減するため火災影響軽減設備を使用する。</li> </ul>
<p>（廃棄物管理施設の地盤）</p> <p>第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>第1項について</p> <p>再処理施設において、本変更により、施設の変更を伴わず、本条文に関連する施設の地盤に変更がないことから、事業指定基準規則の第六条第1項の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第五条第1項及び事業指定基準規則第六条第1項の要求は同等であり、第1貯蔵系を収容する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋を十分に支持することができる地盤に設けていることから、事業許可基準規則第五条第1項の要求に適合することを確認した。</p> <p>第2項及び第3項について</p> <p>共用する第1貯蔵系は安全上重要な施設ではないことから当該要求事項には該当せず、適合性への影響がないことを確認した。</p>
<p>（地震による損傷の防止）</p> <p>第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第1項及び第2項について</p> <p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、受け入れる雑固体や取り扱う貯蔵容器に関して変更がないことから、事業指定基準規則の第七条第1項及び第2項の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第六条及び事業指定基準規則第七条の要求は同等であり、共用する第1貯蔵系及び第1貯蔵系を収容する再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は耐震設計上の重要度に応じた地震力に十分耐えるように設置していることから、事業許可基準規則第六条第1項及び第2項に適合していることを確認した。</p> <p>第3項及び第4項について</p> <p>共用する第1貯蔵系は安全上重要な施設ではないことから当該要求事項には該当せず、適合性への影響がないことを確認した。</p>

別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（3/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>ず、適合性への影響がないことを確認した。</p> <p>以下により本変更による適合性への影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波から防護する施設は安全上重要な施設を対象としているが、共用する第1貯蔵系は、安全上重要な施設ではない。</li> </ul>
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、本条文に関連する設備の変更がないことから、事業指定基準規則の第九条の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第八条及び事業指定基準規則第九条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を使用又は運用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <p>第1項及び第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定される自然現象、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、機能を維持することで安全性を損なわないよう、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に第1貯蔵系を収容する。</li> <li>自然現象等が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備を使用して再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する運用とする。</li> </ul>
<p>(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、本条文に関連する設備の変更がないことから、事業指定基準規則の第十条の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第九条及び事業指定基準規則第十条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を使用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止する設備を使用する。</li> </ul>
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>以下により本変更による適合性への影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物は臨界のおそれはない。</li> </ul>
<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験</p>	<p>第1項及び第3項について</p> <p>再処理施設では、共用する第1貯蔵系について、本変更により施設の変更を伴わず、受け入れる雑固体や主な放射性物質に変更がないことから、事業指定基準規則の第十五条第1項、第4項及び第5項の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則の第十一条第1項及び第3項と事業指定基準規則の第十五条第1項、第4項及び第5項の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を共用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p>



別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（4/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
<p>及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p>	<p>第1項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能を有する第1貯蔵系を共用することにより、要求事項を満足している。</li> </ul> <p>第3項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再処理施設で安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができることを確認している第1貯蔵系を共用することにより、要求事項を満足している。</li> </ul> <p>第2項について</p> <p>以下により要求事項に適合していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物管理施設から搬出する貯蔵容器の材料、寸法及び重量は、第1貯蔵系に保管廃棄する貯蔵容器の範囲内である。</li> <li>廃棄物管理施設で発生した雑固体は、貯蔵容器に封入し表面線量当量率を測定することにより、遮蔽設計区分に基づく基準線量率（<math>500\mu\text{Sv/h}</math>以下）に適合していることを確認し、固体廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する。</li> <li>廃棄物管理施設から発生する雑固体の保管廃棄を考慮した場合の再処理施設での最大保管廃棄能力到達までの期間は6.3年であり、廃棄物管理施設から発生する雑固体を受け入れない場合の6.4年と比較しても同程度の期間（差異1箇月）であり、保管廃棄するために十分な容量を有している。</li> <li>上記より、共用による運用を考慮しても廃棄物管理施設の安全性が損なわれない。</li> </ul> <p>（詳細は、5/17 審査会合 資料4-4 補足説明資料3 参照。）</p> <p>第4項について</p> <p>共用する第1貯蔵系は安全上重要な施設ではないことから当該要求事項には該当せず、適合性への影響がないことを確認した。</p>
<p>（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）</p> <p>第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>以下により本変更による適合性への影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物管理施設では安全設計上想定される事故のうち、放射性物質を外部に放出する可能性のある事故はないと評価しており、共用する第1貯蔵系も放射性物質の放出源とならない。</li> </ul>
<p>（処理施設）</p> <p>第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとするこ</p>	<p>以下により本変更による適合性への影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既許可では、廃棄物管理施設は、最終的な処分がされるまでの間、ガラス固化体を安全に管理する施設であり、他事業者から受け入れた放射性廃棄物の処理は行わないため、処理施設は不要であり、本施設に該当する設備は設置しないとしており、これに変更がない。</li> </ul>

別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（5/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
<p>と。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるように、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>（管理施設）</p> <p>第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。</p> <p>三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>以下により本変更による適合性への影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用する第1貯蔵系で保管廃棄するものは固体廃棄物であり、既許可において本条文の管理対象としているガラス固化体ではない。</li> </ul>
<p>（計測制御系統施設）</p> <p>第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。</p>	<p>第1項について</p> <p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、本条文に関連する施設の変更がないことから、事業指定基準規則の第十八条及び第二十四条の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第十五条と事業指定基準規則第十八条及び第二十四条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を使用又は運用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災及び爆発の感知及び警報を発報するため火災感知設備を使用する。</li> <li>・火災が発生した場合、所内通信連絡設備を使用して再処理施設から廃棄物管理施設に連絡されることで監視できる運用とする。</li> <li>・なお、第1貯蔵系では、固体廃棄物を金属製の容器に封入した雑固体を建屋内で取り扱うことから、放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれはないことより、閉じ込める機能を監視する計測制御施設は備わっていない。</li> </ul> <p>第2項について</p> <p>共用する第1貯蔵系では、ガラス固化体の管理に対する安全性の確保に影響を及ぼすような安全設計上想定される事故は想定されないこと、固体廃棄物を金属製の容器に封入した雑固体を建屋内で取り扱うことから放射性物質の濃度若しくは線量の著しい上昇及び廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれはないことより、適合性への影響がないことを確認した。</p>
<p>（放射線管理施設）</p> <p>第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければ</p>	<p>第一号及び第三号（公衆に対する要求を除く）について</p> <p>再処理施設において、施設の変更を伴わず、受け入れる雑固体や主な放射性物質に</p>

別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（6/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
<p>ならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p>	<p>変更がないため、本条文に関連する設備の変更がないことから、事業指定基準規則の第二十三条及び第二十四条の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第十六条第三号のうち公衆に対する要求を除く、第十六条と事業指定基準規則第二十三条及び第二十四条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を使用又は運用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <p>第一号について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯蔵系に出入りする放射線業務従事者を放射線から防護するため、線量を監視及び管理する、屋内モニタリング設備を使用する。</li> <li>・第1貯蔵系の屋内モニタリング設備が警報吹鳴した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備を使用して再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する運用とする。</li> </ul> <p>第三号（公衆に対する要求を除く）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線から放射線業務従事者を防護するため、測定値を再処理施設において表示及び記録し、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、再処理施設の必要な箇所において警報を発する屋内モニタリング設備を使用する。</li> <li>・第1貯蔵系の屋内モニタリング設備が警報吹鳴した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備を使用して再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する運用とする。</li> </ul> <p>第二号について</p> <p>本共用により、敷地の変更を伴わず、放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備及びその設置場所に変更がないため、適合性への影響がないことを確認した。</p> <p>第三号（公衆に対する要求）について</p> <p>公衆に対する放射線防護に係る情報は、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量であり、本変更によってこれらの表示内容に変更がないことから、適合性への影響がないことを確認した。</p>
<p>（廃棄施設）</p> <p>第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p>	<p>第1項について</p> <p>共用する第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系は、気体又は液体の処理施設ではなく、放射線廃棄物を保管廃棄する施設であるため、本条の要求事項には該当せず、適合性への影響がないことを確認した。</p> <p>第2項について</p> <p>再処理施設において、廃棄物管理施設から発生する雑固体の保管廃棄を考慮した場</p>



別表1 本変更による事業許可基準規則（第二条から第十九条）への適合性の確認結果について（7/7）

事業許可基準規則	適合性の確認結果
	<p>合の再処理施設での最大保管廃棄能力到達までの期間は6.3年であり、廃棄物管理施設から発生する雑固体を受け入れない場合の6.4年と比較しても同程度の期間（差異1箇月）であり、保管廃棄するために十分な容量を有していることから、事業指定基準規則の第二十二号第一号に適合していることを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第十七条第2項と事業指定基準規則第二十二号第一号の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を共用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上述の通り、廃棄物管理施設の放射性廃棄物を保管廃棄する十分な容量を有している第1貯蔵系を共用する。</li> </ul> <p>（詳細は、5/17 審査会合 資料4-4 補足説明資料4 参照。）</p>
<p>（予備電源） 第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。</p>	<p>以下により本変更による適合性への影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用する第1貯蔵系には、ガラス固化体の管理に対する安全性を確保するために予備電源からの供給が必要な監視設備その他必要な設備はない。</li> </ul>
<p>（通信連絡設備等） 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。 3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p>	<p>再処理施設において、本変更により施設の変更を伴わず、本条文に関連する設備の変更がないことから、事業指定基準規則の第二十七条及び第十四条の適合性に影響はないことを確認している。</p> <p>事業許可基準規則第十九条と事業指定基準規則第二十七条及び第十四条の要求は同等であり、以下の通り再処理施設の設備を使用又は運用することにより、事業許可基準規則の要求事項に対して、適合することを確認した。</p> <p>第1項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災等の異常時において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、所内通信連絡設備を使用する。</li> <li>・火災等の異常が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備を使用し、再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する運用とする。</li> </ul> <p>第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災等の異常が発生した場合、事業所外の通信連絡ができるよう、所外通信連絡設備を使用する。</li> <li>・火災等の異常が発生した場合、再処理施設にて初動対応を実施し、所内通信連絡設備を使用し、再処理施設から廃棄物管理施設に連絡する運用とする。</li> </ul> <p>第3項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の人の退避のための安全避難通路を有する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、誘導灯及び非常灯を使用する。</li> </ul>

備考：本表の適合性の確認結果をもって、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五 1.6.9 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合に反映している。なお、既許可における適合のための設計方針の記載を変更する必要がない場合は、既許可の記載のままとしている。